

第1505回島根県教育委員会会議録

日時 平成26年3月24日

自 13時29分

至 15時39分

場所 教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

－開 会－

－公 開－

(議決事項)

第38号 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正について
(総務課)

第39号 組織改正等に伴う規則及び訓令の一部改正について (総務課)

第40号 島根県就学指導委員会規則の一部改正について (特別支援教育課)

————— 以上原案のとおり議決

(協議事項)

第8号 第3次島根県子ども読書活動推進計画の策定について
(社会教育課)

————— 以上原案に基づき協議

(報告事項)

第95号 危機管理事案への対応の方向性について (総務課)

第96号 平成26年度島根県公立高等学校入学者選抜の合格者数について
(高校教育課)

第97号 平成26年度特別支援学校(高等部・専攻科)の合格者数について
(特別支援教育課)

第98号 博物館の登録について (文化財課)

————— 以上原案のとおり了承

－非公開－

(議決事項)

第41号 平成26年度島根県教科用図書選定審議会委員の選任及び諮問
について (義務教育課・特別支援教育課)

————— 以上原案のとおり議決

(協議事項)

第6号 いじめ防止対策について (義務教育課)

————— 以上資料に基づき協議

II 出席及び欠席委員

- 1 出席委員【全員全議題出席】
土田委員長 仲佐委員 岡部委員 原委員 広江委員 今井教育長
- 2 欠席委員
なし
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定に基づく出席者
今井教育長
- 4 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

吉城教育監	全議題
嶋木教育次長	全議題
黒崎参事	公開議題
長岡教育センター所長	公開議題
高宮総務課長	全議題
荒木総務課上席調整監	公開議題
小村教育施設課長	公開議題
片寄高校教育課長	公開議題
佐藤県立学校改革推進室長	公開議題
原田特別支援教育課長	公開議題、議決第41号
矢野義務教育課長	公開議題、議決第41号
吉崎子ども安全支援室長	公開議題、協議第6号
野津保健体育課長	公開議題
荒瀬健康づくり推進室長	公開議題
小仲社会教育課長	公開議題
恩田人権同和教育課長	公開議題
野口文化財課長	公開議題
松本世界遺産室長	公開議題
高橋福利課長	公開議題
坂根教育センター教育企画部長	公開議題
長田子ども安全支援室調整監	協議第6号
秋月子ども安全支援室企画幹	協議第6号
- 5 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

森本総務課課長代理	全議題
平野総務課人事法令グループリーダー	全議題
加村総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

土田委員長：開会宣言 13時29分

公 開	議決事項	3件
	承認事項	0件
	協議事項	1件
	報告事項	4件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	1件
	承認事項	0件
	協議事項	1件
	報告事項	0件
	その他事項	0件
署名委員	広江委員	

— 公 開 —

(議決事項)

第38号 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正について (総務課)

○高宮総務課長 議決第38号市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正についてお諮りする。

それでは、資料の1の1ページをご覧いただきたい。市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正ということで、内容については、前回の教育委員会会議で人事委員会へ、こういうふうに規則を改正して良いか委員の皆様の議決を賜って人事委員会に諮ったところ、人事委員会から規則を改正して良いという回答をいただいたので、それに基づいて最終的に教育委員会規則を改正するものである。

内容は大きく分けて2点あって、最初が管理職手当の指定学校の見直しということで、管理職手当については現在小学校、中学校ともに、それぞれ3種類ある。校長の場合だが、3種、4種、5種ということで、3種というのが、大体金額にすると月額7万円程度、4種は6万円程度、5種が5万円程度の金額になるわけだが、いずれもそれぞれの小学校なり中学校なりの、学級数に応じてそれが一定の数を上回っているところ、あるいは上回ると見込まれるようなところを区分しているわけである。大体、学級については、毎年毎年児童生徒の移り変わりがあるし、将来予測も立っていくということで、前回の教育委員会会議については、今後学級数の増などが見込まれる斐川西中学校については現在4種のを3種に、それから小学校で雲南市立大東小学校については現在5種のを4種に、それから仁摩中学校と温泉津中学校が合併して新たに設置される大田西中学校については4種に指定をします。一方で、児童生徒数の減少が見込まれる意東小学校、久手小学校については、4種のを5種に下げるという方向で前回お諮りしたところである。

それから、へき地手当の関係だが、基本的には学校の統廃合に基づいて整理をしていく。当然、統廃合すると一定の学校はなくなっていくので、そういうものをなくしていくということで、へき地手当については2級地だと12%、1級地だと8%のへき地手当が出ることになっている。

なお、前回の会議では学校の統廃合によって、なくなる学校の削除だけと申し上げたが、統廃合に間違いはないが、一部級地が変更されるところがあり、その説明をしていなかったのが改めてご説明を申し上げる。級地を変更する学校、1級地に指定する学校というので今市小学校がある。これは、現在の今市小学校、それから市木小学校、和田小学校という浜田市内の3市立小学校が統合されて、新たに浜田市立今市小学校になる。あわせて、この級地の区分というのは、近隣の高等学校あるいは病院などの公共施設、これらからの距離によって機械的に算出されるという要素がある。新しい今市小学校については、この周辺環境が変わって、具体的にいうと今市分校の閉校であるとか、国立の浜田病院の場所が若干だが動いたということで、今までその際であったが、若干遠くなったということで距離算定をすると、全体として1級地に格付をされるということで級地変更を行われることになったものである。

その他の規定の整備ということで、学歴免許等資格区分表及び修学年数調整表の一部改正をあわせて行おうというものであり、いずれも4月1日からの施行を予定している。

———原案のとおり議決

第39号 組織改正等に伴う規則及び訓令の一部改正について (総務課)

○高宮総務課長 議決第39号組織改正等に伴う規則及び訓令の一部改正についてお諮りする。

2の1ページをご覧いただきたい。組織改正等に伴う規則及び訓令の一部改正である。改正の理由であるが、ご承知のとおり平成26年度教育委員会においては、かなり大きな組織改正がある。具体的には、現在の義務教育課と高校教育課を統合再編して、新たに学校企画課と教育指導

課に改編することになっている。これに伴い、当然、課の名称が変わってくるので、それに伴う事務分掌の変更などが起きるといことが1点ある。

それからもう1点は、これは全庁的に共通であるが、公文書の電子決裁。これまでは紙ベースでそれに印鑑をつけて決裁をしていたが、県職員に配られている標準パソコンで作成した文書については、電子決裁、紙ベースではなくて電子決裁が可能になると。あるいは、文書なども今まで紙ベースで保存していたものが、PDFなどの電子媒体としての保存が可能になると、そういった事務のやり方が変わってくるということがある。これに伴い、1から5に掲げる組織規則であるとか、組織規則の施行規程、職員の勤務時間に関する規程、それから、公文書の管理規程、それから公印規程、こういったものをそういうふうな電子化であるとか、あるいは組織改正に対応して組織の名前を変えたり、あるいは文書の電子決裁や電子保存ができる、あるいは、公印も印影印刷の範囲を拡大すると。そういった一定の規則の改正を行おうとするものである。いずれも4月1日からの施行を予定している。

――原案のとおり議決

第40号 島根県就学指導委員会規則の一部改正について（特別支援教育課）

○原田特別支援教育課長 議決第40号島根県就学指導委員会規則の一部改正についてお諮りする。

1500回の教育委員会の議題のところでは就学に関する学校教育法施行令の細則の一部改正について議決していただいたが、それに関するものであり、文部科学省のほうから、障がいがある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援についてという通知が平成25年10月4日に出ている。その中で、教育支援委員会、仮称であるが、今まであった就学指導委員会について、この名称が適当であるという通知を受けて、今回この就学指導委員会の規則の一部改正を行うものである。

施行日は平成26年4月1日を予定しているが、3の2をご覧いただきたい。今までは就学指導委員会という名称だった。それで、主な県の指導は、市町村教育委員会から上がってくる就学先の判定が困難な者に対する就学の指導、助言であり、この協議が主な内容だったが、今回名称を変えることに伴って業務内容もあわせて改正したいと考えている。②の就学支援というところ、これは就学相談、指導と同じであるが、1と3に新たな業務を基本的な考え方として入れた。子どもたちの障がいの早期発見と、早期からの支援はとても大事なことであり、専門的な教育相談とか支援が受けられる体制をきちんとできるように、早期からの教育相談、支援という業務を明記した。

そして、3番目に今度は就学のときに決定した後の学びの場というもの、決して固定的なものであってはならない。今後、子どもたちの発達や適応の状態を勘案しながら、その場が適当であったかどうかということも続けて適切な教育と支援をしていこうということで、3の項目を業務として入れたわけである。こういった形から、一貫した教育支援をその就学のときだけでなく、継続して、高等学校も含めた教育支援を県のこの教育支援委員会のところで協議をして、適切な子どもたちの就学を目ざしていきたいと考えているところである。

――原案のとおり議決

（協議事項）

第8号 第3次島根県子ども読書活動推進計画の策定について（社会教育課）

○小仲社会教育課長 協議第8号第3次島根県子ども読書活動推進計画の策定についてご協議す

る。

資料の10ページをご覧ください。この中で子どもというのは、おおむね18歳以下と規定している。子ども読書活動推進に関しては、平成13年に法律が成立をしている。その中で、国の責務もあるが、地方公共団体についても、子ども読書活動の推進に関する施策の策定・実施する責務を有するとか、あるいは、計画を策定するよう努めなければならないということが規定をされている。これに基づいて、国のほうは、子ども読書活動の推進に関する基本的な計画をこれまで3次にわたって策定をされてきている。島根県においても第1次が平成16年から20年、第2次が平成21年から25年までの計画を策定しているところである。この第2次の計画期間が本年度末で終了することから、これまで教育委員会の関係課はもちろんのこと、健康福祉部の関係課などとも一緒になって次期の計画について協議を進めてきたところである。

また、島根県子ども読書活動推進会議の委員などにもご意見を聞きながら、計画の案をまとめてきたところであるが、おおむね案が取りまとまったので、それのご説明をさせていただく。

別冊資料の推進計画をご覧ください。まず、2枚めくっていただいた1ページのほうになるが、「はじめに」というところで、これまでの、特に5年間のまとめを載せているが、島根県では、第2次計画においては、「子ども読書県しまね」を標榜して、人のいる図書館を目ざして県内全ての学校の図書館に学校司書等を配置して、学校図書館の活用を支援してきたところである。その結果、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の図書館に学校司書等の配置が、平成25年度においては100%になったということ。それから、図書館の整備も進んで、学校図書館の多くが見違えるような変貌を遂げ、学校における図書館の役割が改めて認識されるようになってきたところである。これについては、全国的にも高い評価をいただいているところである。

また、こうした学校図書館に着目して取り組みを進めてきたことによって、より小さい頃からの読書活動の必要性を実感してきたところであり、平成24年度からは、「しまね子育て絵本」を整備をして、就学前の子ども読書の支援を推進してきたところである。そういったことを今後の5年間においては、より発展充実させるような取り組みをしていきたいと考えているところである。

3ページをご覧ください。3ページには基本目標を掲げているが、「本に親しみ本から学び、より豊かに生きる力を育てる」ということ。この中で、大きく3点、「子どもと本をつなぐ活動の充実を図る」、「子どもの読書を支える人を育てる」、それから、「あらゆる子どもに読書を保障する環境を整える」、これらについては子どもの発達段階に応じて推進していこうということである。

4ページを見ていただくと、これをイメージ図という形で示している。特に、発達段階に応じてということ、まずは就学前においては保護者の方と一緒に本と図書館になれ親しむということ、ふれあう読書。それから、小・中学生、あるいは、高校生など、発達段階に応じた目標を掲げている。そういったことを通して「すべての子どもが本と出会い、読書の楽しさを通して、発達段階に応じた読書活動ができる力、ことばの力を育てる」ということを考えている。特に、子どもと本をつなぐ活動の充実を図るということでは、ここの下の3点、家庭における読書活動の推進、それから、地域における読書活動の推進、それから、学校等における読書活動の推進ということ。それから、2番目の人を育てるということについては、図書館への人材配置の推進ということで、引き続きこれについても推進していく。それから、その配置した人についての人材育成についても取り組んでいきたい。また、子ども読書環境についての整備についても3番に載せている。

10ページをご覧ください。先ほどの基本目標、それからそれに伴う具体的な施策についても触れている、それを体系化したものがこの図である。

主なところを説明させていただくと、11ページ、まず、子どもと本をつなぐ活動の充実を図るということで、就学前、まずは家庭における子どもの読書活動を推進する必要がある。家庭において読み聞かせをし、大人が子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、子どもが読書に親しむきっかけづくりをすることが大切であるので、そういったことを保護者に対して情報提供することによって、就学前の読書週間づくりをまずは進めていきたいということ

ろである。

12ページになるが、地域における子どもの読書活動の推進については、まずは図書館での取り組み、それから(2)子どもが集まる場所、公民館とか児童館、そういった場所でも読書活動を進められているので、そこでの取り組みの内容。

それから、13ページになるが、学校等における子どもの読書活動の推進。これが特に小学校、中学校、高等学校だけではなく、今後は幼稚園や保育所、いわゆる就学前の子ども達に対しても取り組みを推進していく必要があると考えているところである。

それから、16ページになるが、子どもの読書活動を支える人を育てる。公共図書館への人材配置もあるが、学校図書館への人材配置についても引き続き進めていく必要があるかと思っている。17ページでその配置した学校司書あるいは、司書等についてそれぞれ必要な研修をし、スキルアップを図っていく必要があると考えている。どういった研修が必要なのかということについては、県立図書館、教育委員会の担当課、健康福祉部など関係者が一緒になって現在検討しているところである。26年度から、まずは司書としての一般的な研修、学校図書館活用教育に必要な研修などもやっていきたいと考えているところである。

それから、19ページをご覧いただきたい。あらゆる子どもに読書を保障する環境を整えるということで、特に(1)特別な支援の必要な子どものための諸条件の整備・充実は、特別支援学校での整備はもちろんであるが、ア. 県立図書館へ団体貸出用の子ども向けバリアフリー図書を整備をするということ。バリアフリー図書というのは、いわゆる大活字本であるとか、あるいはこういう布絵本、それから音声での読み聞かせをする、音声での図書。それから、点字本。そういった様々な障がいのある子ども達に対応できる図書というのはもともと少ないが、島根県内においてもまだ整備が不十分であるので、平成26年度については、特にそういったことも整備をする予定にしているところである。また、整備した図書をいかに活用していくということも大事であるので、特別支援学校とか地域のボランティアの方々、そういったところとも連携を図りながら、このバリアフリー図書の整備にあわせてその普及にも取り組んでいくということである。

23ページをご覧いただくと、第3次計画での数値目標についても、ここに一覧として載せているところである。

計画の主な内容としては以上だが、資料の10ページに返っていただくと、今後のスケジュールだが、明日から4月15日までパブリックコメントで一般の県民の方々の意見を募集したいと考えている。それから、4月16日には常任委員会が予定されているので、そこで経過報告をした上で、次の4月22日に予定されている教育委員会会議で議決をいただくような準備を進めていきたいと考えている。議決された後に、冊子にして各方面に配って推進していきたいと考えている。

○岡部委員 内容として、ここに盛り込まれているわけだが、学校図書館と公立図書館との連携、そしてそれを強化していくという方向性というのは十分に示されていると思うが、これはまだまだ進めていかなくてはいけないのではないかな。もっともっとその連携の度合いを深めていくことになって、連携の度合いを深めてその子どもが本に親しむ環境をさらに広げていくということも、もっともっと強力に推進していくべきではないかということも思っているわけであり、もちろんここに盛り込んであることでその方向性というのは十分出ているとは思いますが、その辺のところをもっと心して、さらにそれを連携が深まる形の方策というのものもある程度盛り込めたら盛り込んでいただきたい。具体的な形で、新しいそういう取り組みを含めてしていただきたいなというふうに思っている。これは意見である。

○仲佐委員 「子ども読書県しまね」ということで、5年間第2次が終わったが、今、第3次の計画を取り組まれる中で、いろいろそれぞれの項目について数値目標が掲げられているが、終わった2次の計画推進の中では、この今現在、結果として出てる25年度までの結果は、目標数値というのは大体目標に達したのか。さらにまた、これから3次のほうにもまた新しい目標数値が掲げられているが、終わったこの5年間についての目標数値に対しては、結果的にどうだったのか。

○小仲社会教育課長 説明を省略していたが、別冊資料の9ページをご覧いただくと、これが第

2次に掲げた数値目標の進捗状況である。また25年度の最終の数字は出てきていないが、目標が既に達成されたものもあるし、まだ目標に満たないというものもある。また25年度の目標については、新しい計画にはまだ載せることは時期的に無理かなと思うが、また25年度の最終的な数字についてはどこかで公表はしたいと思っている。

○土田委員長 16の数値目標、先ほどの数値目標だが、学校司書等の配置は1ページで、25年度で100%達成したという説明があったわけだが、それは図書担当教諭も含めてということか。

○矢野義務教育課長 学校司書等ということで、ボランティアとかいわゆる教員以外の方で学校司書として学校に入っている方が100%ということになる。高等学校は、学校司書がそのまま職として入っている。

○土田委員長 ボランティアで充当させているということになると、将来は保障できないと思う。そのボランティアの方がおられなくなったときの代替が必要になってくるが。

○矢野義務教育課長 この学校司書等配置事業は、市町村が配置される分について、県のほうで財政的な支援をしようということでやっているのだから、市町村の意見も聞きながら、市町村が配置しやすい形での支援の方法を考えており、来年度以降も継続してさらに拡充して取り組んでいく予定にしている。市町村の考えも、これまで本年度のところで聞いた範囲では、できるだけ継続して配置していきたいということで伺っているのだから、何らかの形での学校司書等の配置は今後もしていただけたと考えている。

○土田委員長 小・中学校の司書等は各市町の教育委員会が配置しており、市町の教育委員会に対して県のほうから補助金をお出ししているということか。

○矢野義務教育課長 そうである。

○土田委員長 それで、今の学校司書と合わせて100%、ボランティアの方も入れて100%に達成したということか。

○矢野義務教育課長 そうである。

○岡部委員 矢野課長に先ほど意見として申し上げたことだが、公立図書館と学校図書館との連携強化ということについて、逆にその小・中の義務教育課程の中でいわゆる学校図書館のいろいろな形での利用法なりの指導というのは随分行われていると思うが、公立図書館に出掛けて行って、公立図書館の利用なり、そういう公立図書館でのいろいろな学びなり読書なり、本を借りたり返したりすることの指導というのか、具体的に出掛けて行って指導するというのは行われているのか。

○矢野義務教育課長 詳細のところは十分把握してはいないが、多くの市町村で公立学校での蔵書とか、そういったものは小・中学校と情報共有してやっていただいていると思う。ただ、委員さんのおっしゃったその図書館の利用の仕方とか、そういったことは多くは学校図書館のほうでそういった指導を小学校の時からやっている。実際に学校の中で使う図書というところとある程度の数がそろってないやいけないとか、いろいろとあるので、調べ学習等での学校の中にあるものは市町村の公立の図書館に出掛けて行って調べるとか、そういったことはいろいろな場面で活用させていただいているというふうには捉えている。

○岡部委員 ぜひとも、そういう学校図書館の外に出ていくような、さらにその公立図書館を子ども達も利用できるようなそういう指導というのが望まれるところだと思っている。そのことによって、子ども達がまた本と親しむ機会というのがさらに増えてくるのは間違いのないことなので、ぜひともそういう方向性というのを何か、義務教育の現場のほうからも出していただきたいと思っている。よろしく願います。

――原案に基づき協議

(報告事項)

第95号 危機管理事案への対応の方向性について (総務課)

○高宮総務課長 報告第95号危機管理事案への対応の方向性についてご報告する。

資料の4の1ページをご覧いただきたい。危機管理事案への対応で、抽象的な名称になっているのは、実は対象としているのが原子力災害発生時の対応と、それから新型インフルエンザへの対応、2つの案件にまたがることであるので、それらを総称して危機管理事案への対応というタイトルにさせていただいている。

まず、原子力災害発生時の対応だが、A3になっている4の3という横長の資料をご覧いただきたい。これまで原子力災害が発生した際には、従来の防災対策を重点的に実施すべき区域としては、EPZ、エマージェンシープランニングゾーンと言うが、EPZという区域が原発から10キロの範囲で定められていた。しかしながら、ご承知のように3.11の福島原発の事案では、これを大きく超える地域に避難指示が出されたり、あるいは放射性物質の影響が広範囲に及んだということで、国などを初めとして、原子力対策の指針であるとか、あるいは避難計画であるとか、そういったものの修正あるいは改正が行われてきたところである。こうした中、島根県地域防災計画の原子力災害対策編というのが、先週の木曜日にくにびきメッセで開催された会議において、修正の方向性が示されたということである。

要点は、主な修正点で左のほうに困っているが、今までは10キロという単一の圏内であったが、発電所からおおむね30キロ圏内における防護措置を明記するという。それから、2点目は発電所の状態による判断基準。それからあとは、測定結果に基づく防護措置の実施基準。下のほうに横軸と縦軸で書いてあるが、具体的に発電所で何が起こったのか、そのときに発電所から5キロ圏内、30キロ圏内、あるいは30キロ圏を超えたところでは何をどのようにしていくべきなのかということが原子力災害編で盛り込まれたということである。

まず、判断基準でEALというのがありますが、このEALの1というのは警戒事態ということになるわけだが、これは発電所に、横長の四角のところが、異常事態の発生またはそのおそれがある段階ということが警戒事態と定義をされている。それから、EALの2というのが、やはり横長の四角のところが、発電所において住民に放射線の影響をもたらす可能性のある事案が生じた段階。これは施設敷地緊急事態と呼ばれる事案であって、主として原子力施設の周辺において、緊急時に備えた避難などの防護措置の準備を開始しなければならない状態だとされている。それから、EALの3というのが、発電所において住民に放射線の影響をもたらす可能性が高い事象が生じた場合、全面緊急事態ということで、これは原子力施設において放射線の影響をもたらす可能性が非常に高いということで、迅速な防護措置を実施する必要がある段階ということで、警戒段階から施設緊急事態、全面緊急事態になるにつれて、事象の災害の程度が上がっていくということになる。

一方、発電所からの距離は5キロ、30キロ、30キロ圏外と分けられていて、当然のことながら近いところほど早目に重点的な防護措置をとることが基本的になっている。今まではそのEPZの10キロ圏のみだったわけだが、右上のところ原子力災害対策を重点的に実施する区域というのが絵とともに描いてあるが、今度は今までのEPZが変わって、5キロ圏内はPAZ、予防的措置範囲というふうに呼ばれることになった。あわせて、30キロ圏内については、UPZ、緊急防護措置計画範囲と呼ばれることになっているので、より距離を分けた上で、さらに発電所で起こった事象を細かく分けて、それぞれの段階に応じてそれぞれの地域でどのような防護措置をとっていくのかということが原子力災害対策編のほうの修正で加えられたということである。

当然、こういうことになってくると、では学校の児童生徒に対しては、どういうふうな措置を講じるべきなのかということで、それは本来、今日お示しする素案であるが、4の1のほうに戻っていただきたい。

現在、この地域防災計画の原子力災害対策編に対応した広域避難計画についても防災部のほうで検討がされているところではあるが、基本的には、児童生徒への対応というものは、原発での事故トラブルが重大化した段階、すなわち警戒事態などの入った段階で帰宅させて、自宅から保護者と一緒に避難をさせるということが想定されている。このようなことを踏まえて、対応の原則としては、一番上の黒字のゴシックで書いてあるところだが、早い段階で児童生徒を帰宅させ、

家庭において保護者とともに避難に備えるということを基本としている。それぞれ先ほど警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態という3つの段階があるということをご説明したわけだが、そのことに学校がどのような対応をとるかということの素案が3の行で示してあるところである。すなわち、警戒段階の事案であれば学校は休校として、児童生徒は保護者とともにその後の対応に当たることができるようにすると。実際に児童生徒が既に登校をした、授業をしている間にそういうふうな事態が起こったということであれば、保護者のもとに帰宅させることを原則とする。

ただ、米印の1で欄外に書いてあるように、警戒事態が起こる事象としてはいろいろな場合がある。例えば、原発そのものの事故、あるいはテロがあったり、あるいは地震などの自然災害が原因となって起こる場合がある。そうすると、帰宅させること自体が、学校から離れさせること自体が場合によっては児童生徒にとって危険だということもあり得る。そのような場合には、児童生徒を学校に待機させるということで、帰宅を原則としながらもケース・バイ・ケースで児童生徒の安全確保のために学校に待機させる場合もあるということである。

それから、次の段階の施設敷地緊急事態。比較的その原発に近いところで防護措置をすぐに講じなければいけないという段階であるが、この場合、5キロ圏内。ここは、児童生徒が学校にいる場合、この場合は避難に備えて学校で待機をさせるということである。待機ということになると、これは避難を前提とする待機で、米印の2にあるように、これは広域避難計画においても基本的にその集合場所などからの避難については、学校に限らず、県が国などと連携して手配したバスを市町村と連携して指定の避難所であるとか、あるいは学校などに差し向けて、そこからまわって避難をするということになっているので、学校に児童生徒を待機させ、県や市の防災部局と連携をとりながらバスの手配を待つということになる。それから、5キロから30キロの間では、引き続き帰宅措置を進めるということにしている。

それから、全面緊急事態、こういうことになってくると、PAZについては、災害本部からの指示に従って、避難を開始すると。これについても、バスによる集団避難ということで、県が確保し各市と連携して手配されたバスに乗って避難をするということになる。それから、UPZ。5キロから30キロの間であるが、ここは災害本部の指示に従って屋内退避、または避難ということである。

それから、4の2ページだが、連絡体制としては、防災担当部局としては、県の防災部と関係の4市と連絡をとりながら、それぞれ県のほうから県教育委員会を通じて県立学校へ、それから、市のほうから市教育委員会を通じて市立学校へ、それから私立の学校については、県の総務部を通じて私立学校へ情報を伝達をするという流れを考えている。

以下、さらに細かく分けたものが(1)の状況で、さまざまなケースが考えられるわけだが、始業前。始業前、相当早い、誰もまだ家にいるだろうという段階であれば、登校しないようにということで済むわけだが、登校の途上にあるような場合、途中であるような場合だと、学校に着いてから安全に帰宅ができると思われれば、帰宅をさせるということの基本を考えている。それから、在校時、授業中であると、これも安全、そのときの状況によるわけだが、基本的には直ちに帰宅をさせるということを書いてあるように、始業前、在校時の授業中、それから校外活動時、放課後、それからその他考慮が必要な場合、5つの場合に分けて、それぞれ学校種別ごとにどのような対応をとるかということの素案を示したものである。

今これ、素案となっているのはどういうことかということ、県のほうでこういう素案を示して関係する4市のご意見を今聞いているという状況である。今月末を目途に、各市の教育委員会からのご意見も聞いた上で、県としての素案を防災部などとも連携をとりながら取りまとめていきたいと考えているところである。最終的には、県として対応の方向性を定めた上で、あとは同じ一つの市といっても、街の中にあつて児童生徒の登校距離が比較的短いと思われるようなところから、同じ市でも例えば沿岸部にあつたり、山合いにあつたりして児童生徒の登校距離が長いとか、あるいは一口に小・中学校といっても、小学校の1年生と中学校の3年生では随分自分で判断する能力なども違ってくるということもあるので、一つの目安を示しながら各市町村などにおいて適切な、学校ごとに合ったような災害時のマニュアル、対応を作っていただくということになる

うかと思っている。

それから、最後に4の4ページをご覧いただきたい。ちなみに、今言った、大きくは5キロと30キロということになるわけだが、もう少し細かく分けて、5キロ、10キロ、20キロ、30キロというふうに分けた時にどういう学校があるのかという、これは県立学校であるが、県立学校については具体的な学校名をプロットしている。それから、あと小・中学校になると、学校の数が多いので学校名を全部落とすことができなかったが、どれだけの数の学校があるのかというのをそれぞれの圏域別に集計をした表を参考までにおつけしているという状況である。引き続き、市町村のご意見を聞きながら計画の策定に努めてまいりたいと思っている。

説明を続けさせていただくと、2点目が先ほど申し上げた新型インフルエンザのマニュアルの改定である。4の5ページをご覧いただきたい。新型インフルエンザに対するマニュアルというのは、実は平成20年度に策定している。これは、強毒型、非常に毒性が強い、致死率の高いようなタイプのインフルエンザ、新型インフルエンザが発生すると見込んで作られたものであるが、実際には平成21年度に新型インフルエンザが発生したが、これは毒性の低い弱毒型と呼ばれるものであった。

4の6ページを先に見ていただきたいが、その強毒型に対応したマニュアルというのはどうなっているかということだが、(2)で各段階別の主な改定内容の現行というところの県内早期発生期、ちょうどページでいうと真ん中のところだが、ここを見ていただくと、県内で感染者が発生した場合、これは1人でも発生すると、県内全ての学校で臨時休業をするというのが現在のマニュアル上の規定である。ただ、実際に平成21年に発生したときにも、弱毒性であったということから、既に弾力運用を行っていて、そのインフルエンザの持つ毒性の強さなどに応じて、現在のマニュアルを弾力的に運用できる状況にはなっている。

そうした中で、今回全面的なマニュアルの改定に至ったのは、4の5のページに戻っていただいて、冒頭にあるように、新型インフルエンザ対策特別措置法というのが昨年、平成25年の4月13日に施行をされた。そして、昨年の6月には、この特措法に基づく特別行動計画というのが、政府の行動計画というものが決定をされた。

この特別措置法の目的であるが、(1)に書いてあるように、一つは新型の感染症に対する対策の強化を図るということで、特に重要なのは、国民の生命及び健康の保護と同様に、国民生活や国民経済に及ぼす影響が最小になるようにするというところで、社会生活の部分と健康の部分とそれぞれ両方配慮しながら、弾力的にその時その時で適切な対策を講じていこうというのが特別措置法の内容になっている。

その上で、特措法の内容の②を見ていただきたいが、新型インフルエンザ等で国民の生命や健康に著しく重大な被害を与えるおそれのものが発生した場合に、しかもこれが全国的に急速に蔓延をするといったような場合には、政府のほうで緊急事態宣言というものが出されて、それに基づいて学校等の臨時休業の要請や指示などが行われるという流れになっている。したがって、逆に言えば新型インフルエンザの発生イコール強毒型ですぐに休校ということではなく、新型インフルエンザが発生した場合には、政府において専門的な医師やあるいは学者さんなどの知見に基づいて、緊急事態宣言を発する必要があるのかないのかという判断がされると。緊急事態宣言が発せられた場合には、(3)のところだが、区域を指定して学校の臨時休業等を行うと。逆に、緊急事態宣言が行われていない場合については、弾力的な対応をとっていくということである。具体的には、教育委員会のほうにその病気などに対する細かい知見があるわけではないので、まず政府の対策本部の判断を待ちながら、県においては防災部や健康福祉部とその毒性や、国の判断などを見極めて、その時その時で、適切な対応をとっていこうということである。

先ほど見ていただいた4の6ページのところが、ゴシックのところを見ていただくと分かるが、基本的には海外発生期、県内未発生期からのところ、ゴシックのところだが、必要に応じて帰国措置をとるというふうな格好で、必要に応じてということを加えて、現在、弾力運用されているわけだが、文言と実態、運用を合わせるということである。それから県内早期発生期も、これは県内で感染者が発生すれば今は県内全ての学校で臨時休業ということになっているが、これは感染者あるいは濃厚接触者が1人以上発生した学校はお休みにしましょうということである。

その上で、急激な感染の拡大のおそれがあるような場合には、県の健康福祉部などの専門機関の意見を聞いた上で対応を考えていくということである。

基本的な新型インフルエンザに対する基本的な考え方、最後になったが4の6のところであるが、基本的には一番恐れるパターンというのは、爆発的に感染が広がって医療機関で診療できる能力を超えてしまうと、医師や看護師の方も疲れ切ってしまうし、それから十分な治療が受けられないということで、それに基づく被害も大きなものになる。一方で、感染のピークを少なくする、あるいはピークをなだらかにすることによって、言葉は悪いが時間を稼ぐことができれば、その間に医療機関の診療体制が整ったり、あるいはワクチンを開発する時間を稼ぐことができるということで、新しい新型インフルエンザ対策の基本的な考え方は爆発的な感染の時期を遅くして、山をなだらかにして、医療機関の準備やワクチンの供給体制を整えることを主眼とした対策がとられることになっている。このような国の対応に対応して、物事を進めていきたいと。

県においては、昨年12月のところで新型インフルエンザ対策の行動計画が決定されて、1月の下旬に防災部のほうから各部局に対して対応マニュアルの改定依頼が来ているという状況である。県教育委員会としては、今ご説明したような内容でマニュアルの改定、詳細には別冊資料の公立学校等における対応マニュアル、平成26年3月改定後案というところで、全部で21ページほどのものをおつけしているが、このように改定をし、新型インフルエンザが発生した場合には、毒性の強いもの場合には休業も含む強力な措置をする。それから毒性が弱い場合には、季節性インフルエンザと同様なものの措置を弾力的に専門機関の意見を聞きながらとりたいということ考えている。

○岡部委員 非常に初歩的だが、このいずれの緊急時におけるマニュアル、大変大切なことで、ここまで決めておく必要があると思うが、これを今後受け入れる側の学校現場のほうにどういう形で流して、それをいかに効率良く肝の部分伝えていくかということなんだが、どのようなチャートになっていくか、今後は。

○高宮総務課長 まず、新型インフルエンザについては、基本的に今回の方向性でお認めいただければ、4月には年度替わりということで県立学校は校長会があるし、それから市町村の教育長を集めた会議も開かれることになっている。また、地域ごとに教育長とお話をするような機会も年度初めに各ブロックごとに設けられるようになっているので、そういうところで徹底を図っていきたいと思っている。

原子力防災については、まだ最終的に防災部と連携の上、いつが目途でできるかということとは分からないので、間に合えば、今と同じような格好で、校長会なりあるいは市町村教育長会議などの席上で周知を図りたいと思っているし、もし時期的に少し遅れるようであれば、毎年しかるべき方法できちんと、いずれにしても校長先生方や各市町村の教育委員会の皆さんに伝わるように、手段を考えていきたいと思っている。

○原委員 原子力災害時の学校における対応の素案についてだが、まず、素案なので、先ほど言われたみたいに本当にこれが保護者とか、当の子どもたちに今からどう伝わっていったって、もちろんこれに基づいて避難訓練も行わないといけないと思うが、例えばそうした時に、保護者が学校へ迎えに来るか、それともそのまま帰すかということが大変難しいというようなお話だったが、恐らく個々の対応にかかってくると思う。大川小学校の大変被害が大きかった事例の時も、そのことで大変教職員の方が時間をとられてたくさんの命を失ってしまったということもあるので、やはりその具体的などころ、個々、あなたは帰るの、それとも迎えに来るの、今日はどうなのっという確認を担当の先生がどうこれからしていられるのかなと思う。その時に、例えば今年度から少人数学級というのが決まったが、そういう時にもやっぱりクラスの人数が少ない方が先生の目も行き渡りやすいので、そういった点でも、少人数学級の投入は本当に良い方法だろうと、そう思う。

○土田委員長 私のほうから、4の1のマニュアルということで、素案で書いてあるのは良いが、バスによる集団避難ということで書いてあるが、こういう地域で何台バスがあって、この学校には何台最低必要だとかいう、そういう具体的な数字まで出ているのか。

○高宮総務課長 基本的には、発生した段階で子どもたちがどれだけ残るのかということによっ

て、最後必要になるバスの台数というのが変わってくると思う。そこについては、実際の学校に限らず、集会所とか一時的な避難所とかそういうところにいる人の数などを防災担当部局で把握しながらバスを手配して、そこに向かわせるということになると思う。在校している児童生徒の総数については把握しているが、それに伴うバスの手配については、基本的には防災部局にそのときどきの対応で情報集約しながら、手配をお願いするという格好になると思う。

○土田委員長 毎年、児童生徒の数が変更していく。最低限、これだけこの学校は必要なんだということを防災部のほうと緻密に連絡をとっていただきたい。こういうような災害が発生したら、今のような冷静に、ここでは何人避難する、何台必要かなど、そんなことは一切できないと思うので、起こった時にはぱっと行けるような状態で学校の生徒児童の人数、最低限これだけのバスが発生するときに必要だということを防災部のほうと連絡をとって。そんなにバス、バスといっても、余るほどこのエリアでないと思う。それぞれバス会社にしても経営効率を考えての最少の台数しか置いてないと思うので、災害発生したから急にバスの台数が増えるとか、そんなことはないと思うので、そういうのは防災部のほうとしてこの学校には最低限これだけは必要だと。特に、小・中学校の場合、そういう必要になるということで連絡を取り合っていたかかないと、緊急事態になった時には、一切そういう判断はできないと思う。だから、せっかく今、素案の段階なので、そここのところを防災部のほうともうちょっと練っていく必要があるんじゃないかと。

それと、教育委員会から各学校へ、県立学校へということだが、これは教育委員会のどの部署の誰が担当になのか。

○高宮総務課長 総務課のほうで危機管理は担当しているので、総務課とあと実際には、今度の組織でいうと、学校企画課のほうで県立学校の管理運営事務を担当するようになる。

○土田委員長 24時間体制で、もう連絡網っていうのをびしっと作られるのか。

○高宮総務課長 連絡網は、今の原発に限らず災害とかが発生したときの連絡網はできている。その上で、マニュアルの作成については、危機管理事案に対応ということで総務課が中心になっていて、学校への周知とか個別のことに対する学校へのサポートということになると、新しくできる学校企画課と連携をとりながらやっていくと、それから特別支援学校については、特別支援教育課と連携をとりながらやっていくということになると思う。

学校の数であるが、特にPAZの圏内だと幼、小、中、それから特別支援学校合わせて、今10校というふうに把握をしているので、PZ圏内という5キロ圏内ということであると、そこまでは今のところ多くないなと思っている。

○土田委員長 やはりそれぞれの各学年においてそういう細かいところまで、ぜひ教育委員会のほうから指導していただいて、この学校、この生徒については、集団で移動せんでもいいんだと。個別に移動したほうがかえっていいんだというのが、ここまでせっかく作られるんだったら個別に見ていただいたほうが良いんじゃないかと思う。そういう面も踏まえていろいろ防災部と案を作成する際には詰めていただければと思う。

○高宮総務課長 委員長おっしゃるように、基本は帰宅をして保護者の人と避難をしてもらうのが基本だけれども、そこに至るまでのところで自力で帰宅をさせていいのか、あるいは保護者の方に迎えを要請するのか、それは学校の立地によっても変わってくると思うし、それから例えば子どもさんが障がいのある子どもさんであるかどうかということによっても違ってくると思うので、そういうのを基本的には保護者の方のもとに帰して一緒に避難をしてもらうんだよという基本の中で、個々の子どもの状況に応じてどうするかということをあらかじめ学校で考えていただくように、県は県で各県立学校のほうにお願いをしなければならないと思うし、市町村立学校については市町村教育委員会を通じてあらかじめ対策を練っていただくようお願いをするということが基本だと思っている。

○土田委員長 マニュアルを作ったからそれで安心だということではなくて、マニュアルはあるんだけど、その辺は運用面において、それぞれの学校が違うと思うので、そここのところを細部にわたって詰めていただくように指導していただくことが必要じゃないかと思うので、よろしく願います。

○広江委員 同じような意見だが、結局マニュアルができて、周知をする。ただ実際の時には、

なかなかいろいろ難しい問題も出てくると思うが、例えば将来的に何か起こったらどう行動するのか。例えば、教育委員会の今お勤めの方はどういう行動なのか。こちらへ来るのか、どこへ行くのかとか、誰がどうするのかとか、学校としてはどう実際にはする。そして、どこまでは校長の判断ででき、どこまではこうなんだというようなところのシミュレーションを実際に行ってみるのが、将来的には必要だろうと思う。そういうところはどうか。

○高宮総務課長 基本的には、今回示したものをベースにして、それぞれの学校なり市町村の教育委員会なりで作っていただくということが一番である。それからあと、そのときの職員の動きだが、逆に言うと、真夜中とかそういう段階であれば逆に子どもたちが登校していないという状態になるので、そうするとこういう警戒事態になったから登校はさせないようにという緊急連絡網を回せば、学校として集団避難ということはないという状況になる。逆に、日中だと児童生徒も学校にいるけれども、逆に職員もほぼ全員が登校して授業などに当たっているという状態になると思うので、そのマンパワーを活用しながら児童生徒に対する適切な避難誘導なり指示を行っていくということになるのではないかなと思う。

○岡部委員 くれぐれもマニュアルをどうしても作ったことで何か、そこで一つ到達感みないものがあるって、その先になかなか進みにくいところがあると思うが、マニュアルを作ったこと、そのマニュアルをたなざらしにさせないための工夫というのを、これはやっぱり一番求められてくることだと思う。今、例えば原発の問題にしても、まだ我々の記憶にもものすごいショックとともに残っているわけだが、これがだんだん風化していく中で、このマニュアル自体もまたたなざらしされていくという、どうしてもそういう運命をたどりがちなものなので、ぜひともそういうことがないような形での現場での運用というのを徹底していただきたいと要望したい。よろしく願います。

――原案のとおり了承

第96号 平成26年度島根県公立高等学校入学者選抜の合格者数について（高校教育課）

○片寄高校教育課長 報告第96号平成26年度島根県公立高等学校入学者選抜の合格者数についてご報告する。

まず最初に、5の1ページの3の(2)だが、1月のところで一部の学校で推薦選抜をしている。それから、5の2ページをご覧いただきたい。同じ時期にやはり一部の学校であるが、スポーツ特別選抜入試を実施している。さらに③であるが、連携型の中高一貫教育校、飯南高校と吉賀高校であるが、特別選抜を実施し、それぞれ合格内定通知を1月末のところで受検生の皆さんに発出しているところである。5の1に返らせていただいて、3月6日に学力検査を実施した。その結果については、3月18日の10時をもって先ほど事前にご説明した推薦選抜等で合格内定通知を出していた747名と合わせて、4,913名の合格発表をしたところである。

一般選抜の状況については、3の(1)の表をご覧いただきたい。一般選抜の全日制、定時制それぞれの募集定員5,253名に対して、実受検者数は4,300名だった。結果、4,166名の生徒さんに合格通知をしたところである。

5の3ページの4に示した松江工業高校の併設定時制、それから宍道高校の定時制、浜田高校の定時制について、募集定員を充足しなかったということで発表後直ちに2次募集の出願をけている。本日の17時までを締め切りとして、希望者に対して3月26日試験実施、3月28日に2次募集の合格発表をさせていただくと、そういうような予定にしている。

○土田委員長 本年度より学級数が削減されたことについての合格者数については、どのような判断を高校教育課のほうでされているか。

○片寄高校教育課長 まず、予想されるのは生徒減を考えて、2校の学級減をしたところである。それぞれの学校、各地域のほうに説明に向いて、学校の説明会等々を企画し、生徒募集をする努力を精いっぱいしたところである。残念ながら募集定員を充足するというような結果には至ら

なかったが、この努力はまた来年度以降の募集につながるものではないかというふうに評価している。

――原案のとおり了承

第97号 平成26年度特別支援学校（高等部・専攻科）の合格者数について（特別支援教育課）

○原田特別支援教育課長 報告第97号平成26年度特別支援学校（高等部・専攻科）の合格者数についてご報告する。

資料6の1からである。特別支援学校の入学選抜だが、26年の2月5日に検査を行った。合格発表は2月の19日である。特別支援学校の高等部専攻科の検査内容だが、12校全て同一の面接ということになっている。ただ1校だけ、国家試験がある、あんま、はり、きゅうを目ざす学生だが、盲学校だけは学力検査、そして身体検査というものを行っている。今年度に関しては、6の2を見ていただきたい。各学校別の合格者数を出しているが、盲学校には該当者がいなかったためこの結果を行っていない。

6の1をご覧いただきたい。合格者数だが、出願者数は189名だった。昨年度が175名である。プラス14の数字である。受検者数だが、1名減の188名である。この1名減は、先ほど高校教育課から説明もあったが、選抜、推薦を受けた生徒が1人高等学校に合格して、そちらのほうに入学をしたということで、1名減の受検者数は188名である。合格者数も全員の188名だった。内訳は、高等部に183名、専攻科が5名ということである。

――原案のとおり了承

第98号 博物館の登録について（文化財課）

○野口文化財課長 報告第98号博物館の登録についてご報告する。

博物館法に基づいて、博物館法に基づく博物館として、安来市の和鋼博物館を県の博物館登録原簿に登録したので、ご報告する。博物館法では、第10条で博物館を設置しようとする者は、都道府県の有する博物館原簿に登録を受けるものとするという規定がある。11条で、その登録を受けようとする者は、都道府県教育委員会に申請すると、12条で、都道府県教育委員会は基準に照らして審査し、要件を備えているものについては登録するという規定がある。

基準だが、3のところに書いているが、博物館として施設、設備それから職員数、開館日数、それから博物館資料を有すること等要件があるが、和鋼博物館についてはこれらの基準を満たしているということで、登録したので報告申し上げる。

○岡部委員 これも素朴な疑問だが、和鋼博物館というのはかなり前からあったと思う。これが今、この時点でこういう形で出てくるその背景なり理由なりを知りたいが。

○野口文化財課長 ご指摘のように、資料に書いている和鋼博物館については、開館が平成5年である。法律的には、先ほど申し上げた設置者の申請に基づいて登録をするという流れにはなっているが、安来市におかれては、この和鋼博物館について充実を図りながらきちとした法律に基づく博物館としてやっていきたいということであって、和鋼博物館についてはその2の(5)に書いているように、所蔵しておられる資料等だが、特に国指定の有形民俗文化財、たたら製鉄用具250点、こういった国指定のものもここでは有しておられる。それから、歴史資料としては、俵国一博士のいろいろなたたらを研究した資料、こういったものも数多くそろえておられる。

そうした中で、実質的にも、それから施設の規模、それから今の職員等もこうした充実を図ってこられた中で、法律に基づく博物館として今後やっていくということである。なお、登録博物

館になって、通称名乗っておられる博物館とどこが違うかという、端的に申し上げると、国の補助等が受けられるようになるということもある。そういったことでの活動ということも今後考えておられるのではないかとこのように考えているところである。

それから、法律に基づく博物館となれば、その館で主催されるいろいろな展覧会等に対して、例えば重要文化財とかそういったものの借り受けだとか、そういったようなことでも実質的に有利に働くのではないかと。ただ、実際の展示の許可等については、これは文化財保護法でやっているの、直接的なメリットとは言えないが、実質的にそういうようなメリットも出てくるということが考えられるのではないかと思う。

○岡部委員 3の(2)に登録博物館と相当施設と区分けしてあるが、そうすると今まではこの和鋼博物館というのは、この公立の相当施設の一つであったということか。

○野口文化財課長 説明を省略していたが、この3の1に書いている相当施設というのは、博物館法の第29条に規定している施設であって、いわゆる博物館に相当する施設として登録博物館のほうは県の登録原簿に登録するという流れであるが、こちらのほうは県が相当施設として指定するという流れになっていて、ここに書いている公立の3というのは、しまね海洋館、サヒメル、ゴビウスである。それから、私立の1のほうはこれは大社の宝物殿になっており、ご質問の相当施設からの格上げかということに対しては、そうではないということである。

それとあわせて、資料のほうで登録博物館、公立10と書いているが、これはこのうち県立博物館等、抹消したものが2件あるので、登録の累計としては過去20であるが、現在の設置数としては公立が8、私立が10、計18ということであるので、資料の訂正をお願いします。

――原案のとおり了承

土田委員長：非公開宣言

―非公開―

(議決事項)

第41号 平成26年度島根県教科用図書選定審議会委員の選任及び諮問について

(義務教育課・特別支援教育課)

――原案のとおり議決

(協議事項)

第6号 いじめ防止対策について(義務教育課)

――資料に基づき協議

土田委員長：閉会宣言

15時39分